

平成 18 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルガレージ
代 表 者 名 代表取締役 CEO 林 郁
(J A S D A Q ・ コ ー ド 4 8 1 9)
(URL <http://www.garage.co.jp/>)
問 い 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長
櫻 井 光 太
T E L 0 3 - 5 4 6 5 - 7 7 4 7

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、当社株券等（注1）の大量買付けが行われる場合における当社の手続きを定める買収防衛策を導入することを決議いたしましたのでお知らせします。

この対応策は、株主の皆様が、適切な判断をするために必要かつ十分な情報を収集する時間を確保するとともに、当社が、当該当社株券等の大量買付けを行う者との交渉を確保することにより、当社の企業価値を損ないひいては当社や株主の皆様の共同の利益につながらない不合理な買収が行われる事態を抑止するために導入するものです。本日の取締役会において決議したこの買収防衛策は、平成 18 年 9 月 26 日開催予定の第 11 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、株主総会の決議によって買収防衛策の導入を行うことができる旨を定める定款変更案のご承認、および買収防衛策の導入自体に関する決議案のご承認が得られたことをもって効力が生じます。

具体的には、後述しますが、株主の皆様からご承認頂けることを条件として、特定株式保有者等（注2）が議決権割合（注3）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株式保有者等の議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行うものを「大量買付者」といいます。）に対して、以下のような方針（以下「本方針」といいます。）で対処することを決定いたしました。

当社は、昨年、「新株予約権を活用した企業価値防衛策」を導入いたしましたが、その有効期間が本定時株主総会の開催予定日である平成 18 年 9 月 26 日をもって終了するため、同日以後は、新たに、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件として、買収防衛策として本方針を導入するものであります。

なお、本日開催の当社取締役会において、社外監査役を含む当社監査役 4 名全員が出席し、いずれの監査役も、本方針の運用が適切に行われることを条件に、本方針に賛同する旨の意見を述べております。

1. 当社グループの企業価値向上への取組み

当社は、「異なるフィールドにある事象をインターネットビジネスに結びつけ、コンテクスト（文脈）を形作ること、新しいビジネスを創造することを通じ、社会の発展に貢献する」ということを企業理念として掲げております。

また、これらのビジネスを通して株主、従業員、債権者、取引先、顧客、地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、円滑な関係を構築することにより、社会に貢献し、当社の企業価値の最大化を図るとともに、株主の皆様の共同の利益を確保することが、当社の重要な役割であると考えております。

このような認識の下、当社は、当社グループを、連邦制的な形態で経営することを、その経営理念として掲げ、平成 17 年 7 月より、「異なる企業体が独立して動くと同時に、全体としても協調・共振する企業グループの形成」を長期的な当社グループの全体戦略とすることを前提とした、3 か年中期経営計画（平成 18 年 6 月期から平成 20 年 6 月期を対象とします。以下「現中期経営計画」といいます。）を策定いたしました。この現中期経営計画遂行のために、当社自体は、平成 18 年 1 月に純粋持ち株会社に移行し、グループ戦略策定機能に特化いたしております。また、各事業会社の経営責任と権限を明確化するとともに、「グループ」という視点での目標を設定し、専門性・創造性・客観性を追及してまいります。

当社は、インターネットの進化の第二段階として、昨年、株式会社WEB2.0を設立し、インターネットビジネスの更なる可能性を追求し、さらに、本年 1 月には、その一歩先である次世代の情報通信技術がもたらすであろうポスト「Web2.0」の時代をにらみ、当社の創業メンバーである伊藤穰一をコアとする研究開発拠点として「Joi Ito's Lab」を開設し、バーチャルワールドやセキュリティ等の様々な分野に先行投資を行っております。

当社および当社グループは、これまでもインターネットビジネスを通じ、たくさんの「日本ではじめて」を創造し続けております。具体的には、インターネット（ブロードバンド）およびEコマース等のシステム設計・開発・運用ならびにソリューションとしての検索ソフトウェアやブロードバンドにおけるコンテンツ管理のソフトウェア等を含めたソフトウェアの販売ならびにインターネット（ブロードバンド）およびEコマース等のコンサルティング、広告、マーケティングおよびリサーチを行う「ソリューション事業」、インターネット業界で大きなプレゼンスを占めている「価格.com」に代表される、インターネットにおける価格比較サイト、インターネット宿泊予約サイト「yoyaQ.com」、旅行のコミュニティポータルサイト「フォートラベル(4travel.jp)」、ブログ検索ポータルサイト「テクノラティジャパン」、CGM（コンシューマー・ジェネレイテッド・メディア＝消費者作成メディア）情報共有サイト「PingKing（ピングキング）」の企画および運営や第三世代（3G）携帯電話に向けたモバイルコンテンツの提供を行う「ポータル/ブログ事業」、コンビニエンスストアを中心としたEコマース等の決済・物流事業および外国為替保証金取引を取り扱う「ファイナンス事業」ならびにベンチャー企業への投資・育成を中心とした事業戦略型ベンチャー・インキュベーションおよび投資事業組合の財産の管理運営業務を行う「インキュベーション事業」の4つの事業セグメントに属する企業が、独立して動くと同時に、全体としても協調・共振することにより、現中期経営計画の下、企業価値の向上を図ることに日々努力しております。

このように、当社グループは、グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来的なグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を目指しております。

2. 本方針導入の目的

本方針は、本年5月の会社法の施行、および来年5月における会社法の完全施行を踏まえ、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として導入するものであります。

当社は、当社株式の売買は市場に委ねるものと考えており、当社株式の大量買付行為を行う大量買付者による当社株式の買付け要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、昨今、わが国において、対象となる会社の取締役会との十分な交渉や取締役会の合意を経ることなく、一方的に株券等の大量の買付行為が行われているものの中には、その目的や買収後の方針等の十分な情報の開示がなされないまま、行われる事例が少なくありません。当社といたしましては、こうした事態の拡大は、株主の皆様が大量買付者による買付け要請に応じるか否かについて、十分な判断を行うだけの時間および情報の確保を困難にする恐れがあるものと考えております。

また、前述の継続性を維持した企業価値向上の目的を達成するためには、当社グループの各事業会社の当社グループにおける位置付けや役割を十分に理解しつつ、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

当社といたしましては、大量買付者による当社株券等の大量買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、前述のような当社および当社グループの特性を踏まえた上での十分な情報と時間を確保すること、また、当社が、大量買付者との交渉の機会を確保することが、当社の企業価値を向上させ、株主の皆様の共同の利益を確保することにとって不可欠であると考えております。

当社は、現時点において当社株券等が大量買付者により大量買付行為の対象とされているとの認識はございませんが、今後、企業価値を損ねる可能性があると思われる大量買付行為が行われた場合に、大量買付者による大量買付行為の目的が株主の皆様の共同の利益を損なう恐れのあるものであるか否か、大量買付者の大量買付行為が株主の皆様に当社株券等の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、大量買付者により株主の皆様に対し十分な情報の開示が行われているか否か等を検討するために必要な情報と時間を合理的に確保することにより、当社の企業価値が不用意に毀損され、株主の皆様にとって予想外の不利益が生じることを未然に防止するため、本方針を導入しようとするものであります。

3. 大量買付行為への対応の枠組 - 大量買付ルール

当社が提示する大量買付のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）は、大量買付者は、

事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大量買付行為を開始する、というものです。具体的な大量買付行為開始までの流れは、以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為を行おうとする場合は、事前に当社代表取締役宛に、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書（注4）をご提出していただくこととします。当該意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先および企図されている大量買付行為の概要を明示していただきます。なお、当社取締役会は、大量買付者からの意向表明書を受領した際は、速やかに必要な情報の開示を行います。

(2) 特別委員会

当社は、大量買付ルールの運用の適正性を確保するために、また当社の企業価値および株主の皆様様の共同の利益を守るべく一定の方策を採る場合における、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。本方針導入時における特別委員会の委員には、小見山満氏、高中正彦氏、武邑光裕氏が、それぞれ就任する予定となっております（各委員候補者の氏名および略歴については別紙1の「特別委員会委員の紹介」をご参照ください。）

特別委員会は、以下の(3)に従って、大量買付者から提供される大量買付情報が十分か否かの判断および以下の4.に記載する対抗措置の発動の是非について、別紙2「特別委員会に関するガイドラインの概要」に従って当社取締役会に勧告等を行います。

当社取締役会は、特別委員会からの勧告等を最大限尊重し、以下の4.に定める対抗措置の取扱いを最終的に決定いたします。

(3) 大量買付情報の提出

大量買付者には、当社取締役会に対し、株主の皆様様の適切な判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、前述の意向表明書受領後5営業日以内に、大量買付者にご提出いただく大量買付情報のリストを交付いたします。当該リストの項目の一部は、以下のとおりです。

大量買付者（組合・ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）およびそのグループの概要（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

大量買付行為の目的、方法および内容

買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

大量買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、資本政策、配当政策および事業計画

その他当社取締役会が必要と考える情報

なお、当社取締役会は、大量買付行為が提案された事実および大量買付情報その他の情報のうち、株主の皆様様の大量買付行為に対する賛否の判断に必要であると判断したものがあ

部または一部を公表いたします。

(4) 当社取締役会による評価・検討期間

当社取締役会は、当該大量買付行為が当社グループの企業価値向上さらには株主の皆様の共同の利益に資するものか否かを判断するに当たり、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等で構成される第三者機関の助言も受けながら、特別委員会からの勧告等を最大限尊重し、当社取締役会としての評価、意見形成および代替案の立案等を行いません。そのためには、大量買付者からの大量買付情報の開示が完了した後、以下に示すような時間的猶予（以下「評価期間」といいます。）が必要であると考えており、大量買付行為はこの評価期間終了後にのみ実施されうるものとします。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株券等の買付の場合は 60 日間

その他の買付の場合は 90 日間

4. 対抗措置の取扱い

(1) 大量買付ルールが遵守された場合

大量買付ルールは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、株主の皆様の共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に、このような大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価、意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。

従って、大量買付ルールが遵守されている場合、対抗措置の発動は原則として行いません。ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、以下の「ないし」に掲げたような、大量買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであると認められる場合は、対抗措置の発動を行います。なお、具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙 3 記載のとおりとします。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者または特定株式保有者等に移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者または特定株式保有者等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合

最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

(2) 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者によって大量買付ルールが遵守されない場合は、当社取締役会は、当社グループの企業価値および株主の皆様の共同の利益の保護を目的とし、新株予約権の無償割当その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとります。なお、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割当をする場合の概要は、別紙3記載のとおりとします。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大量買付ルールが株主・投資家の皆様と与える影響等

大量買付ルールは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大量買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。

なお、前述の4.において述べたように、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、法令および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大量買付ルールに違反した大量買付者を除きます。）が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置を採ることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行った場合の、新株予約権の行使または当社による取得についての株主の皆様にかかわる手続きについては、次のとおりです。

株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払い込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権

の無償割当をすることになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続きを取れば、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使にかかる手続きを経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

なお、新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会が定める一定の基準日現在の実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は割当てを行うこととなりますので、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

(3) 本方針の合理性を高める仕組みについて

本方針の導入に関しては、別紙4の「定款変更案」に記載のとおり、本定時株主総会において、株主総会の決議によって買収防衛策の導入を行うことができる旨の定款変更を行った上で、本方針の導入自体について本定時株主総会による承認を取得することとしております。また、その有効期限に関しても、以下6.に記載のとおり、現中期経営計画が終了する平成20年に開催いたします当社の定時株主総会までとすることにより、約2年後に本方針を再度検討する機会を設けております。このように、本方針の導入、更新および導入期間に関して、株主の皆様のご意向を十分に反映するものとしたしております。さらに、当社取締役会が本方針を廃止する旨の決議を行った場合には、有効期限の満了前であっても、その時点で本方針は廃止されるものとされております。

また、対抗措置の発動に関しても、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大量買付者による支配権の取得が、当社の企業価値を毀損し、株主の皆様の共同の利益を損なう可能性があるか否か客観的な基準に従って検討することとしております。

従って、当社は、本方針について、企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させる取り組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものと考えておりますが、今後も会社法その他買収防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等の動向を踏まえて、企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保するために、買収防衛策としての合理性を高めていくための制度設計に尽力してまいります。また、証券取引法の改正その他法令の改正による法律名および必要な条項の読み替え、改正箇所の反映等については、当社取締役会において行いうるものとします。

6. 本方針の有効期限

本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られ、本方針が導入された場合、その有効期限は、現中期経営計画の達成状況と次期（平成21年6月期から平成23年6月期を対象とします。）中期3ヶ年経営計画の内容を基に継続の可否を判断していただくため、現中期経営計画の最終事業

年度である平成 20 年に開催いたします当社の定時株主総会の終結時までといたします。なお、本方針の有効期限満了前であっても、当社取締役会が廃止を決定した場合には、本方針は、その時点から将来に向かって廃止されるものといたします。

注 1：株券等

証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

注 2：特定株式保有者等

- (i) 当社の株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同所有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされるものを含みます。以下同じとします。）

または、

- (ii) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注 3：議決権割合

- (i) 特定株式保有者等が、注 2 の（ ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

または、

- (ii) 特定株主保有者等が、注 2 の（ ）記載の場合は、当該大量買付者およびその特別関係者の株券等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注？：意向表明書

株主の皆様に対して適切な情報の開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同趣旨の観点から日本語の意向表明書を正本として取り扱います。

特別委員会委員の紹介

小見山 満（こみやま みつる）

- 略 歴：昭和 52 年 4 月 ピート・マーウィック会計事務所（東京）入所
昭和 55 年 3 月 公認会計士登録
昭和 55 年 9 月 税理士登録
昭和 56 年 8 月 ピート・マーウィック会計事務所（L A）入所
昭和 58 年 7 月 米国公認会計士登録
昭和 59 年 11 月 小見山公認会計士事務所開設
平成 6 年 6 月 東京税理士会 国際業務相談室相談員（現任）
平成 13 年 7 月 日本公認会計士協会 常務理事（現任）

高中 正彦（たかなか まさひこ）

- 略 歴：昭和 54 年 4 月 弁護士名簿登録・東京弁護士会入会
平成 3 年 4 月 日本弁護士連合会調査室室長
平成 12 年 4 月 東京弁護士会副会長
平成 12 年 4 月 日本弁護士連合会常務理事
平成 13 年 4 月 東京地方裁判所調停委員（現任）
平成 14 年 2 月 日弁連・弁護士制度改革推進本部事務局長（現任）
平成 17 年 1 月 日弁連・弁護士の法的サービス推進本部事務局長（現任）
平成 17 年 6 月 全国弁護士協同組合連合会専務理事（現任）
平成 17 年 6 月 荏原ユーザライト(株)監査役（現任）
平成 18 年 4 月 東弁・司法改革総合センター委員長代行（現任）
平成 18 年 4 月 日弁連・司法シンポジウム運営委員会事務局（現任）

武邑 光裕（たけむら みつひろ）

- 略 歴：昭和 61 年 4 月 日本大学芸術学部専任講師
平成 7 年 2 月 京都造形芸術大学情報デザイン科助教授
平成 7 年 4 月 京都造形芸術大学図書館長
平成 8 年 4 月 京都造形芸術大学メディア美学研究センター所長
平成 11 年 4 月 東京大学大学院新領域創世科学研究科
環境学専攻人間環境学メディア環境学分野助教授
平成 14 年 4 月 財団法人デジタル・コンテンツ協会 評議員（現任）
平成 15 年 4 月 財団法人地域文化デジタル化推進協議会 副会長（現任）
平成 17 年 4 月 放送大学大学院文化情報科学群講師（現任）
平成 18 年 4 月 札幌市立大学デザイン学部教授 兼 附属図書館長（現任）

特別委員会に関するガイドラインの概要

このガイドラインは、大量買付者が現れた場合において、大量買付者に対する対抗措置の発動の是非（以下「対抗措置発動の是非」という。）について、取締役会に対して勧告を行う特別委員会の組織、権限等を定めるものであり、その概要は、以下のとおりであります。

1. 特別委員会の組織

特別委員会は、3名以上5名以内の委員によって構成されるものとし、当社取締役会は、その決議に基づいて、当社の社外監査役、外部の弁護士、税理士、公認会計士および学識経験者等の中から特別委員会の委員を選任するものとする。

2. 特別委員会による権限

特別委員会は、大量買付者から提供される大量買付情報が十分か否かの判断および対抗措置発動の是非について、当社取締役会に勧告等を行うものとする。なお、当社取締役会は、かかる勧告等を最大限尊重の上、取締役会決議を行うものとする。

3. 特別委員会による検討の指針

特別委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置発動の是非について勧告等を行うに際し、大量買付者の目的等が株主の皆様のご利益を損なうものであるか否か、大量買付者の買付けが株主の皆様にご利益を損なう恐れがあるものであるか否か、大量買付者により株主の皆様に対し十分な情報の開示が行われているか否か、大量買付者が株主の皆様にご利益を損なう恐れがあることを未然に防ぐために、当社が大量買付者との間で交渉を行うことが必要となるか否か、当社取締役会により代替案を検討する十分な時間が与えられているか否か、本新株予約権割当が買収防衛策として相当なものか否か等を基準として判断をするものとする。

4. 特別委員会による請求

特別委員会は、前項に定める事項を検討するに際し、当社取締役会に対して、大量買付者（組合・ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）およびそのグループの概要（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含む。）大量買付行為の目的、方法および内容、買付対価の算定根拠および買付け資金の裏付け、大量買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、資本政策、配当政策および事業計画、その他当社取締役会が必要と考える情報の開示・提供を求めることを要請することができる。

5. 特別委員会に対する助言等

特別委員会は、対抗措置発動の是非を検討するに際し、弁護士、税理士、公認会計士および学

識経験者等から助言を求めることができるものとする。

6. 特別委員会の決議

特別委員会による勧告その他の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。ただし、疾病等やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

7. 変更

このガイドラインの変更は、特別委員会の決議により行うものとする。

新株予約権の概要

1. 割当の対象となる株主および株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当をする。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合またはその他の場合においては、所用の調整を行うものとする。
3. 新株予約権無償割当の効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、当社普通株式1株当たり金1円以上とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（取得日）をもって、当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できないものが有する新株予約権を除く。）のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件
大量買付者およびその特定株式保有者等ならびに大量買付者およびその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得または承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

定款変更案

下線は変更箇所を示します。

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| (新設) | <u>(買収防衛策の導入)</u> <u>第17条 当社は、株主総会の決議により、当会</u> <u>社の企業価値及び株主の共同の利益が</u> <u>不当に害されることを未然に防止する</u> <u>ために、買収防衛策として一定のルール</u> <u>を導入または更新することができる。</u> |